

○経済産業省令第 号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十三日

経済産業大臣 梶山 弘志

電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

(支持物の倒壊の防止)

第三十二条 架空電線路又は架空電車線路の支持物の材料及び構造（支線を施設する場合は、当該支線に係るものを含む。）は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される地理的条件、気象の変化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならぬ。ただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあつては、その施設場所を考慮して施設する場合は、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重の

(支持物の倒壊の防止)

第三十二条 架空電線路又は架空電車線路の支持物の材料及び構造（支線を施設する場合は、当該支線に係るものを含む。）は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、風速四十メートル毎秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される気象の変化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならぬ。ただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあつては、その施設場所を考慮して施設する場合は、風速四十メートル毎秒の風圧荷重の二分の一の風圧荷重を考慮して施設する

二分の一の風圧荷重を考慮して施設することができる。

2 架空電線路の支持物は、構造上安全なものとする。こと等により連鎖的に倒壊のおそれがないように施設しなければならない。

(災害時における通信の確保)

第五十一条 電力保安通信設備に使用する無線通信用アンテナ又は反射板（以下この条において「無線用アンテナ等」という。）を施設する支持物の材料及び構造は、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重を考慮し、倒壊により通信の機能を損なうおそれがないように施設し

ことができる。

2 特別高圧架空電線路の支持物は、構造上安全なものとする。こと等により連鎖的に倒壊のおそれがないように施設しなければならない。

(災害時における通信の確保)

第五十一条 電力保安通信設備に使用する無線通信用アンテナ又は反射板（以下この条において「無線用アンテナ等」という。）を施設する支持物の材料及び構造は、風速六十メートル毎秒の風圧荷重を考慮し、倒壊により通信の機能を損なうおそれがないように施設しなければならない。

なければならぬ。ただし、電線路の周囲の状  
態を監視する目的で施設する無線用アンテナ等  
を架空電線路の支持物に施設するときは、この  
限りでない。

ない。ただし、電線路の周囲の状態を監視する  
目的で施設する無線用アンテナ等を架空電線路  
の支持物に施設するときは、この限りでない。

備考 表中の「」は注記である。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。